第１の要求について、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。

第２①の要求について、現時点では昨年提案した内容について、考え方に大きな変更がないことから撤回は考えていない。

第２②の要求について、研究所の統合・独法化については、現在も大阪市会において関係議案が継続審査となっており、議案可決時期が不透明な状況である。このため、勤務労働条件にかかる細部については、大阪市会の状況を踏まえつつ、大阪市とも協議・調整の上、改めて協議させていただく。

第２③の要求について、欠員については職場の実態を踏まえ、臨時的任用職員等を配置するなど、職員の負担軽減に努めているところ。

第２④の要求について、研究所の移転にあたっては、安全で快適な施設となるよう、所属職員の意見も踏まえながら、基本構想等を策定していく。

第３の要求について、平成２７年４月１日付けの採用を目指し、現在、臨床検査技師職の採用選考を行っているところ。